

2025 年度 第 2 回愛知県障害者自立支援協議会 議事録

2026 年 3 月 18 日（水）

愛知県障害者自立支援協議会

2025 年度愛知県障害者自立支援協議会 議事録

- 1 日時 令和 8 年 3 月 18 日（水） 午後 2 時から午後 4 まで
- 2 場所 愛知県自治センター12 階 会議室 E
- 3 出席者
石田洋子委員、内村紀子委員、江川和郎委員、大岩資幸委員、神谷しのぶ委員（代理出席：松本委員）、木本光宣委員、黒川高良委員、小島一郎委員、鈴木智敦委員、高木慶太委員、辻川幸博委員、坪井重博委員、手嶋雅史委員、長坂宏委員、松崎俊行委員、松下直弘委員、三浦清邦委員、渡邊久佳委員

4 議事録

<開会>

事務局

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、2025 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会を開催いたします。

開催にあたり、愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮からご挨拶申し上げます。

<障害福祉課長挨拶>

今宮課長

愛知県福祉局福祉部障害福祉課長の今宮と申します。

2025 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、2025 年度第 2 回の愛知県障害者自立支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、本県の障害福祉施策の推進のため、日頃から格別のご支援、ご理解をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の会議では、次第にございますように、議案 1 件、報告事項 6 件を予定しております。

初めに、議題として、本協議会の 3 つの専門部会であります、人材育成部会、地域生活移行推進部会、医療的ケア児支援部会の今年度の活動について、各部会からご説明し

ていただき、委員の皆様のご意見をお受け伺いたいと考えております。

次に、報告事項として、次第のとおり、3の(1)障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況から、(6)のパーキング・パーミット制度についてまでの6件をご報告させていただきます。

短い時間で盛りだくさんの内容となっております。委員の皆様には実りある会議とするため、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが私からの挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

<委員紹介>

事務局

議事に入ります前に、ご出席いただきました委員の皆様のご紹介でございますが、時間の都合もございますので、お手元でございます委員名簿と配席図の配付をもって代えさせていただきますと思います。

なお、事務局側には、地域アドバイザー及び県福祉相談センター職員も出席させていただいております。

また、本日は、1名の傍聴人がいらっしゃいますのでご報告させていただきます。

それではこの後は、会長の鈴木様に進行をお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

<愛知県自立支援協議会会長挨拶>

鈴木会長

皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、愛知県障害者自立支援協議会にご出席いただきありがとうございます。この協議会は、愛知県における障害のある方々への支援体制に関して、課題を共有して体制の整備に向けた協議を行う場であります。委員の皆様方におかれましては、この趣旨をご理解いただき、会が充実したものになりますよう、ご遠慮なくご意見等いただければと思います。

本日の会議の内容は、先ほど今宮課長さんからのご案内がありますように、議題が1件、報告事項6件となっております。会議の終了時刻は16時を予定しております。委員の皆様方にご協力をいただきまして、スムーズに会議を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども議題に入らせていただきたいと思います。

議題1、愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況について、人材育成部会から始めたいと思います。小島部会長、よろしくお願いいたします。

<愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況（人材育成部会）>

小島委員

よろしくお願いします。お手元の資料1を基にご報告いたします。人材育成部会としての報告事項は3点です。

1つ目が、市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会についてです。

3月4日に、主催は愛知県ですが、日本福祉大学に事業委託する形で開催しております。

概要のところにもありますように、市町村の自立支援協議会の活性化につなげるということと、基幹相談支援センター職員の現任研修の演習講師としてのスキルアップを図るという2つの目的で開催しております。

背景としまして、総合支援法が改正され、改めて市町村協議会の活性化ということが謳われており、国でも色々と取組があるところですが、それを踏まえまして、愛知県でも市町村協議会の活性化に向けた研修会を行ったという次第です。

元々、愛知県というのは、基幹相談支援センターの設置率が、全国的にも非常に高いというところは良いことですが、県レベルで基幹相談支援センターが集まって情報共有することや、テーマを設けて検討するとかいうことを、必要性を感じていたのですが、そういう機会が作れてこなかったということで、今回、基幹相談支援センターや市町村の行政の方も含めて、集まる機会が持てたということは非常に大きなことだったかと思います。今後もそういう機会を持ちながら、協議会の活性化と人材育成の仕組みを、より強いものにしていく取組をしていけたらと思っていますところ。開催に当たって、事務局にお座りの地域アドバイザーの皆さんにもご協力をいただいております。また、アンケート結果を資料として用意することができていませんが、概ね満足度が高いという結果になっておりましたし、むしろ今回は1回目とすると、2時間という限られた中でしたので、今後もまた、テーマや開催方法を工夫しながら続けていけると良いと思っていますところ。

1つ目の報告については以上です。

2つ目が、サービス管理責任者等研修の質の向上に向けた取り組みについてです。

指定事業者さんが複数になって、質の均てん化といいますか、あり方を検討しているというお話は今までもしてきたかと思います。今年度は、セルフチェックをしていたでいて、資料の更新がされているかですとか、どのように充実に向けた取り組みが行われているかを確認しています。

今後ですが、セルフチェックということをして土台にして、2つの指定事業者に共通する項目を比較し、すべき中身がしっかりと整えられているということも確認をしながら、研修を進めていただきたいと思っているところです。

2つ目の報告については以上です。

最後3番目が、市町村での研修の実施状況に関する調査についてです。調査結果については資料をご覧くださいというお通りです。令和6年度から7年度にかけて延べ数で研修の件数が下がっているように見えますけれども、50市町村ありますので、延べ数と考えると、市町村当たり1テーマ減ったというような計算になります。延べ数が減っていることをどうこうというよりも、質を維持したり高めたりしていくことが大事なのかなと理解をしております。

委員さんからの意見のところにも、各市町村によって件数の考え方、数え方が異なるので、数よりも内容や講師を誰に依頼したかということが共有されて、県全体で人材育成の機会がしっかりと維持されていくとことが大切かなと思っているところです。研修のテーマだけではなく、初任者向け管理者向け等々ですね、誰向けかという対象を明確にすると、内容もはっきりしてくると思いますし、研修効果にも繋がると思います。

そういった研修の構造化ということも含めて、また部会からも発信をしながら、県全体でも取り組んでいけると良いと思っている次第です。

ご報告としては以上です。

鈴木会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問ご意見等がありましたら挙手をお願いしたいと思います。松下委員お願いします。

松下委員

愛知県知的障害者福祉協会の松下です。ご説明ありがとうございました。3つほどになるかと思います。

1つ目は、連絡会議・研修会についてです。

参加者で県の福祉相談センターの方もいらっしゃるのですが、児童相談センターの関係の方がこの中にどのくらいいらっしゃるのかを伺えればと思います。もしかしたら、大人の関係の方が多いいかなと気になったところです。

資料右側の調査結果を見ると、障害児支援の研修の数が増えているということは、市町村でも非常に課題意識が高くなってきているということだろうと考えると、基幹相談支援センターの方たちや行政の方たちと一緒に、児童相談センターが広域の対応をしていますので、こういったところとの連携ということを考えると、入ってきていただいて

もいいのではないかと思います。

2つ目は、サービス管理責任者等研修の質の向上についてです。

アンケートに共通項目をぜひ入れていただければと思いますが、県として、実施主体相互の比較ができるように、このアンケートをやってくださいというものを出してしまってもいいのかなと思いました。事業所ごとに聞きたいアンケートが別途あるのであれば、共通項目を入れるというやり方もあるでしょうし、雛形を作ってこれをどちらもやってくださいという方法もあるのかなと。これはアイディアの一つということで考えてきました。

3つ目は、資料右側の調査結果についてです。

各市町村で研修の講師をどなたが担っているのかというのは気になるところで、特定の方が非常にたくさんの研修の講師を担っているということがあり得るのではないかと想像するところです。誰かということもさることながら、それぞれの市町村内の方が講師をされているのか、或いは外から招聘しているのかということを知りだけでも、一定の分析ができるのかなと思いました。もちろん講師の名前があってもいいですが、市町村ごとに人材育成を担える方を育成してくということも、随分と長い間、課題になりながらなかなか進んでいかないかなというところを感じています。そういった聞き方でも良いのかなと思いました。市町村或いは自治体の規模感もありますので、圏域単位で育成ができる方をそれぞれの分野ごとに或いはテーマごとに、見つけていける或いは育てていけるというところもできたら良いのではないかと感想を持ってきましたので、参考になったら良いかなと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。小島部会長さんから答えられるところをお願いします。

小島委員

ありがとうございます。

まず、協議会の活性化に向けた取り組みのところですけども、基幹相談支援センターとその市町村の行政の人は、なるべくならばセットで出てきて欲しいというようなアナウンスをしていました。中には業務ですとか専門性として、お子さんのことに関わってみえる方もみえたかと思うのですが、児童相談センターまで明確にアナウンスを出せていなかったもので、継続する上で、意識していくべきところかと思って聞いておりました。研修でも増えているというご指摘もありましたし、今後、お子さんの方の研修が増えます。県の研修として、方法、効果を考えながら取り組んでいくべきところですし、児童発達支援センターの中核機能ですとか、色々とお子さんの分野の地域での取り組み

が重要になってくることは明確に見えているところですので、意識していきたいと思ったということが1つ目です。

それから2つ目のサービス管理責任者の研修ついて、県レベルの研修ですので、県として、しっかりと押さえて欲しいということを明確にしていくという意味では、おっしゃっているとおりかと思いますので、また検討していきたいと思います。

最後、各市町村の研修の講師のことについても、確かに外から講師を呼んできて色々刺激を受けることや、新しい情報を得るということも大切ですし、その市町村内や地域の中で、人材育成が担える方が講義をするなり、事例検討を進行するなりを担える方が出てくるということが、全体的な質の向上にも繋がっていくかと思いますので、重視していきたいと思っています。

鈴木会長

ありがとうございます。他、よろしいでしょうか。他にご発言がないようですので、次に地域生活移行推進部会に移りたいと思います。長坂部会長さんよろしく願いいたします。

<愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況（地域生活移行推進部会）>

長坂部会長

地域生活移行推進部会の検討状況等の報告をさせていただきます。2ページの資料2をご覧ください。

①の地域生活支援拠点等の整備につきましては、第7期障害福祉計画では、令和8年度末までに、各市町村は地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制等の構築を進めるとともに、機能の充実のために年1回以上運用状況検証及び検討することとなっております。

前回の本会議でご報告させていただきましたとおり、地域生活支援拠点の整備状況につきましては、54全市町村において整備されております。

第1回の部会の内容は記載のとおりで、第2回部会の状況としては、拠点における機能の充実の役割が求められるコーディネーターの配置に向け、取り組み状況や配置しているメリット、配置、役割に対する課題等の調査結果について報告がされました。

その中で委員さんからは、拠点コーディネーターは、機関や委託の相談支援事業所ではないと担えないのではないか、しっかり意識を持った機関や委託の人材は貴重であり人材育成が必要という意見や、拠点コーディネーターを配置できたとしても、支援のつなぎ先がないことも大きな課題であり、機能を強化して社会資源づくりの働きかけをして

いくことが必要などという意見が出されました。

第3回の部会の状況としましては、地域生活体験モデル事業における地域生活体験のノウハウを、各地域での取り組みに生かし、さらなる地域生活移行を推進するための研修を、令和8年2月26日に開催するということについて報告がありました。

次年度の取り組みにつきましては、引き続き、市町村において地域の実情に応じた地域生活支援拠点等の機能の充実が図られるよう運用状況を照会し、各市町村への情報提供を行うことに加え、地域生活移行の推進を図るための取り組みも実施してまいります。

②のグループホーム整備・運営支援制度については、新たに整備を検討している事業者を主な支援対象として、立ち上げから運営までトータルで支援することを目的として実施しており、スタートアップ相談会、グループホーム見学・相談会、モニタリング調査に加え、今年度新たに、国が実施する共同生活援助における適正化に向けたモデル研修に県も参画し、127名の参加がありました。

第1回の部会の内容は記載のとおりで、第2回の部会では、今年度の運用状況を報告するとともに、来年度の制度案について検討を行いました。委員さんからは、強度行動障害の状態にある人の支え方がしっかり見られるグループホームを見学できたら良いという意見や、大手のグループホームの中には、事業展開を優先して人材育成が後回しになっている事業所もあると聞くので、県が実施する研修に巻き込むなど、質の確保が必要などという意見が出されました。

第3回の部会では、今年度の事業実施状況と、委員さんから出された意見を踏まえた来年度の当事業方針について報告がなされました。その内容は、資料2-1「グループホーム整備・運営支援制度事業 実施状況について」のとおりです。委員さんからは、グループホームの整備の中で、重い障害のある人は受け入れが難しい状況にあるという意見や、支援の質に着目していくことが必要という意見、地域連携推進会議の事例も出していただくと良いという意見が出されました。

また、来年度は、新たに営利企業の法人の方に支援コーディネーターに就任していただきます。これまで、株式会社等の営利企業の方がいなかったため、当事業自体が、より現実に即したものになっていくのではないかと考えております。

今後は、グループホームの支援の質の向上に着目していく必要があることを踏まえて、本事業の名称をグループホーム運営支援制度。あえて整備という言葉を外し、スタートアップ相談会、見学相談会、モニタリング調査等は従来と同じですけれども、新規・既存の事業所を問わず質の高いサポートをする制度にしていく予定です。

最後に5ページ、資料2-2をご覧ください。

「令和8年度 福祉施設入所者の地域生活移行に関する調査」、「令和8年度 障害者支援施設の定員数等の調査」です。これは、第8期障害福祉計画策定に向けて参考とするための調査となっております。

左側の、地域生活移行に関する調査、3月1日時点で障害者支援施設に入所されてい

る方に対して、地域生活に関するご意向を確認するものとなっており、前回３年前にも、この調査は同じように行っております。

右側の定員数等々の調査については、県内の入所施設に対して定員の状況や待機者の把握状況などを調査するものです。こちらは地域生活移行推進部会での意見として、同じ県内であっても、地域や施設によって状況が異なるというお話もあったため、今回初めて調査するものです。

以上、地域生活移行推進部会の報告とさせていただきます。

鈴木会長

ありがとうございます。

地域生活支援拠点の関係それからグループホームの整備の関係それからアンケートの関係の話があったかと思います。

ただいまの説明についてご質問ご意見はございますか。

内村委員お願いします。

内村委員

愛知県手をつなぐ育成会の内村です。

２ページの第２回の部会のところで、委員の方のご意見で、強度行動障害のある方に対応できる事業所に、地域生活支援拠点に登録してもらいたいということですが、私、小さな市に住んでいるせいか、皆さん登録されているものだと思っていました。これを見て驚きました。それで登録してもらうためには、どのようなことをされる予定でしょうか。お伺いしたいです。

鈴木会長

長坂部会長さん、よろしくお願いします。

長坂部会長

強度行動障害の状態にある方に対応できる事業所に登録してもらおうとすると、地域アドバイザーの方達が、市町村に働きかけていく必要があるかなと思います。

鈴木会長

現状、強度行動障害の方たちに対応しているところが拠点として登録しているかどうかは、市町によってかなり違っているのだらうなということで、その状況をどう把握していくか。また、市町村やアドバイザーさん達からお願いしながら、どうやって登録をしてもらうか。何か登録をしない理由があるとすれば、解決していく方法をどう考えるか。市町によって状況が異なってくると思いますので、そのあたりを参考にしながら、集約できればと思います。

他はよろしかったでしょうか。山田委員お願いいたします。

山田委員

愛家連の山田です。地域連携推進会議の中にどんな方がこのメンバーとして構成されているのかというところで、精神にまつわる人達ですと、なかなか地域の増設・開設するにあたって色々な反響がありますから、今後、グループホームに関して、その特性のある精神に対しての取り組みがどのようにされているかというのはこれだけだと見えにくく、私も理解をまだしていないものですから、今後、精神の人たちのグループホームに対して、どのような方法でやられるとか、何がやりにくいのかについて、具体的にありましたら教えてください。

長坂部会長

自分もグループホームのコーディネーター会議に直接出ているわけではないですが、コーディネーター会議に傍聴で参加したときには、コーディネーターの方で精神のグループホームをやってみえる方もお見えになりました。

全体的に見た感じ、印象としてはやはり、知的ハンディの方達に関わっているグループホームの方たちが多いです。あと、地域連携推進会議ですけれども、これも多分、地域ごとに随分違いはあるかなと思います。

うちのまちなんかはすごく小さな、それこそ消滅可能性自治体と言われているところですので、本当に顔の見える関係ですから、普通に地区の民生委員さんとか区長さんとかも来られることができますし、あとは当事者団体の方というふうな地域連携推進会議になってきていて、地域力が強いところだと思います。地域連携推進会議自体は改めてやることになったのですが、今までもグループホームを作るときには、先ずは、区長さん、組長さん、民生委員さんに挨拶に出向き、そして、ご近所を回って、始めて行くということで、常日頃から地域とは顔の見える関係でホームをやっていますけれども、精神の方のホームというところでは多少違いがあるのかもしれない。

鈴木会長

事務局さんの方で、地域連携推進会議の開催状況とか実施状況について、数値が出ているものはありますか。

障害福祉課 渡邊主査

ありがとうございます。障害福祉課の渡邊でございます。

実はですね、今日の会議の報告事項の方ですね、その資料を添付させていただいております。後程、担当の方からは説明はさせていただくところではありますが、具体的に言うと資料の30ページに、地域連携推進会議の開催状況をまとめさせていただいています。詳しくは後程になりますが、山田委員様からご質問のあった会議の構成員の内訳についても、具体的にどんな分野のというところまでは追いついていませんが、概ね利用者、利用者のご家族、あと地域の関係者にご参加いただきながら、その他関係の方にご参加いただいているといったような状況でございます。以上でございます。

鈴木会長

山田委員よろしかったですか。ありがとうございます。
その他ご質問等ございましたら、すいません。

坪井委員

こちら、豊田西病院の坪井と申します。

グループホーム整備・運営支援制度についてですけれども、この第3回の部会のところに、グループホームの整備が進む中でも、重い障害のある方の受け入れが難しい状況にあると書いてあるのですけれども、当院でも入院をされた後、グループホームに入所される方は年に数人おられるので悩みます。それに、新しく入院患者を受け入れるためには、患者さんに退院していただかなきゃいけなくなることがあって、私の患者さんでも、統合失調症で、かつ、目の病気で目が見えなくなってしまう盲目の状態にもかかわらず、受け入れていただいて。非常にご家族も安心されて、ご本人も割と自分の環境が合って非常にご満足されている姿を見て、重い方を受け入れて一生懸命みていただいている部分もあるのですが、ここに書いてある重い障害と受け入れが難しい状況は、具体的にどんなことがあってどうしていったらいいのかということを知る範囲で教えていただければと思います。

鈴木会長

長坂部会長さん良いですか。

長坂部会長

強度行動障害の方、それと医療的なケアを求められる方、この方たちの受け入れは実際かなりハードルが高いと思います。うちの事業所でも医療的ケアが必要になってくると、次のステージも探さなければいけないといったことが出てきますので、そのあたりかなと思います。

鈴木会長

ありがとうございます。よろしいですか。

坪井委員

ありがとうございました。

精神科の病院を退院される方も年齢が少し高くなってきて、合併症を持っているとか目が見えないとか、体のケアだとか栄養面で少し工夫がいるとか、そういった医療的なケアが必要な方の受け入れができるグループホームもあって、受け入れをさせていただいて助かっている状況があるので、強度行動障害等、医療的なケアが必要な子等の方々の受け入れは、これから希望する人数も増えてくると思うので、充実が必要かなと思いました。どうもありがとうございました。

鈴木会長

ありがとうございました。

グループホームさんのところでも、障害の分野と高齢の分野と両方がありますし、各地域にそういったマップみたいなものがあると、やりやすくなってくるのかなと思います。

松下委員が先ほど手を挙げられていました。

松下委員

知的障害者福祉協会松下です。

ご説明ありがとうございました。①で1つ、②で3つ提案になりますので、部会の方でご検討いただければと思います。

①の地域生活支援拠点の関係です。障害児入所施設から地域移行するという方達の体験の機会として、この仕組みをうまく活用できないかなという提案です。児童入所施設に措置されてくるお子さんは、かなり広域で入所されてきて、地域生活を考えていこうとしたときに、必ずしもその施設の所在している市町村ではなく、場合によっては圏域を跨いで次の移行先を探すということがあります。

そうしたとき、圏域が変わってくると、体験ができる事業所を探すことが児童相談所も施設側も難しいというときがありまして、何か情報が繋がるような仕組みが上手くできないかなということを思っています。できるだけ色々な経験が在園中にできるように、何かこうひと工夫、この仕組みでできないかなあというふうにも思っていますので、一度ご検討いただく、もしくは意見交換をアドバイザーの皆さん方としていただけると嬉しいです。

②のグループホーム整備・運営支援制度事業の関係で、地域連携推進会議についてです。この事業をご存じでない営利企業さんが運営主体となっている事業所があると耳にしています。この事業を受託して事務局を担っている方と意見交換をした中で、情報がなかなか届いていないということもあるのかなと感じました。もちろん事業所に対して各市町村の方からもメール等で連絡がいつていると思うのですが、とにかくきちんと届く方法を考えられないかなあということも、工夫していつてもいいのかなと感じました。

それから、この事業を受託している事務担当者の方に、グループホームの運営に当たるよろず相談所のような形で、割と小さな問題から大きな問題まで、都度、連絡がよく入るようになっていて聞いています。地域との関係性がより強化されていくグループホームのことを思ったときに、日々の運営を相談できる場が近いところにあってもいいのかなという感想を持ちました。

3つ目ですけれども、グループホームのガイドラインが出てきていますので、各市町村の協議会の研修などで、しっかりと届けていくということもできていいのではないかと思います。関心のある方は、ダウンロードして読まれるかなと思いますが、なかなかそんな時間がないよというふうに言われてしまうこともあるので、県として研修の時間を設けるという方法もあるでしょうし、私たちも事業者団体として、そういった機会を設けるという方法もあるでしょうし、それ以上にやっぱりそれぞれの地域の中で事業を実施しているところが、地域の相談員だったりとか基幹（相談支援センター）だったりとか、行政の関係者の方との顔つなぎも含めて、こういった学習の機会が身近にできていいのかなと思いましたので、何かしら参考になればありがたいなと思って考えてきました。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

1つ目が体験の関係のこと、それからあと3つのところが情報の提供のこと、グループホームの相談の窓口のこと、それから最後ガイドラインの活用のことだったと思います。部会長さんの方で答えられるところがあれば答えていただき、あと情報提供の関係は県の方にも答えていただければと思います。

長坂部会長

ありがとうございました。ご提案ということで、部会の方でまた話し合っていきたいと思います。日々の相談窓口とことに関して、グループホームは地域生活だから、地域の中で地域の問題として取り組んでいった方がいいと思うので、自立支援協議会とあと基幹、そこで居住の関係の部会をつくるとか、その中に窓口を置くとか、そういった身近なところで相談できるような体制が必要じゃないかなと思います。でないと、グループホームが地域生活というものからは離れていくような気がしますので、そのようなことを思いました。ありがとうございます。事務局の方で、よろしいですか。

障害福祉課 渡邊主査

ご提案色々いただきましてありがとうございます。

私の方から、グループホームの地域連携推進会議を知らない事業所があるというお話につきまして、これもまた後程の資料6に出てきますが、県所管のグループホーム事業所に対して、アンケートにより届ける、それにより、周知かつ回答も促すというような取り組みをさせていただいております。こういった取り組みを通じて、すべてのところで義務化されておりますので、取り組んでいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

最後のガイドラインの話ですが、あくまで指定権者宛てに届いていますが、県内各市町村にも、このガイドラインを共有しています。また、モデル研修自体も事業者向けではあったのですが、国の主催者側にも確認させていただいて、市町村の担当者にも一定のご参加をさせていただいているところでございます。

引き続き、市町村とも連携しながらですね取り組んでいけるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

色々なことを進めてきていただいているので、共有しながら、次に進めていければと思います。その他ご意見いかがでしょうか。

石田委員

県自閉症協会の石田です。よろしくお願いいたします。

今、坪井委員と松下委員のお話に加えてお願いといいますか、当協会の中でも、当事者の方が入院されて退院される際に、自宅に戻ることが難しいといったところ、グループホームで受け入れていくと。要は、前向きに考えてくださる事業者さんが多くあります。受け入れ後、日常生活の中で色々な行動障害といった課題が出てきたときに、もう受け入れが難しいよと追い出されてしまうようなことがあっても、自宅に戻ることができなくて、次どうするというようなことでご相談があることも結構あります。なので、先ほど言っていたような、身近なところの相談といったことは、仕組みとしてあるのかかもしれないですけど、実態として動いているのかっていったところや、グループホームさんの職員さんたちに任せるのではなく、色々なところから地域で支えていくということが、実態として動いていくといいなというのがこちらからの思いです。

鈴木会長

ありがとうございます。よく聞く話ですね。

グループホームが色々とできてくる中で、職員さんたちがついてきてないところもあるのかかもしれないですけども、それだけでは済まない話になってくるので、色々な事業所の質の向上も含めて、地域も含めて、取り組んでいければと思います。その他はよろしいでしょうか。

では他に発言もないようですので、時間の関係も含め次へ進めていければと思います。それでは医療的ケア児の支援部会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

<愛知県障害者自立支援協議会専門部会の活動状況（医療的ケア児支援部会）>

障害福祉課 小峰課長補佐

医療的ケア児支援部会の活動状況につきまして、事務局の方からご説明をさせていただきます。障害福祉課の小峰と申します。資料の3をご覧くださいませでしょうか。

医療的ケア児支援部会につきましては、今年の1月22日に開催をいたしまして、医療的ケア児者実態調査の実施状況について議題としてご議論をいただきました。

今年度、実施をしております医療的ケア児者実態調査の実施状況について、その時点での速報値をご報告し、ご意見をいただきました。なお、本日お示ししておりますこの資料3は、1月22日の部会に提出した資料と同じものとなっております。まず、簡単に調査の概要を説明させていただきます。

資料3左側をご覧ください。調査の目的は、県内の医療的ケア児者の対象者数、並びに生活状況や支援ニーズを把握することで、調査時点は令和7年4月1日時点でございます。

また、県から市町村に依頼をする形で実施いたしました。調査項目につきましては、(4)でございますけれども、医療的ケア児者の対象者の人数及びご本人、或いはそのご家族の支援ニーズ等となっております。詳細につきましてはこの資料3の後ろに資料3-1 としまして調査票を添付しておりますので、ご確認をいただければと思います。

(5)の調査対象でございますが、県内において在宅で生活をしており医療的ケアを必要とする40歳未満の方を対象としております。

続きまして資料の右側でございます。部会におきまして報告をした、1月22日時点の実施状況速報値となります。ここの上の(2)のところに書いてございますが、詳細な調査結果につきましては現在集計中でありまして3月末ですね、公表を予定しております。続きまして(3)になりますけれども速報値の調査結果の概要をご報告させていただきます。まず、調査人数になりますけれども、18歳未満の方の医療的ケアの対象の方、1,696人となっております。なお、最終的な公表時には数字が多少異なる可能性もございますのでその点だけご了承いただければと思います。

続きましてその下でございます。ニーズ調査の集計概要についてとなります。部会の時点では名古屋市がまだ調査の集計中でありましたので、こちらの数字は名古屋市を除く53の市町村の速報値となっております。有効回答数は659名となっております。時間の都合もございますので主要なものを取り上げて結果についてご説明をさせていただきます。

一番下の本人の状況のところでございます。3つ目のボツになりますけれども、在宅で医療的ケアを実施することになったときに困ったことや不安に感じたことは、医療的ケアを家族が実施することが6.5割強で一番多く、次に子どもの急変時の対応、看護介

護者に何かあったときに代替手段がない、医療や障害福祉サービスの情報がわからない、兄弟姉妹の子育てがおろそかになった、看護者が退職せざるをえなくなったの順でございいます。

次に3つとんでいただきまして、介護者の状況を見ますとその中のまた3つ目の点のところでございますが、睡眠の形態につきまして、まとまって取れていると取れない日があるがともに3.5割弱、いつも断続的であるという方も3割弱いらっしゃいました。

次に、就労状況になりますけれども、就労をしているが3.5割強で一番多い一方で、就労したいがができないという方も3割強いるということになっております。

次に、その下の学校教育などのところをご覧ください。2つ目の点でございます通園通学の状況についてですが、12歳未満の方の状況では、特別支援学校小学部が3.5割弱であるのに対して、一般の小学校、通常学級と特別支援学級合わせて5割強となっております。また、12歳から14歳では、特別支援学校の中等部が4割弱、一般中学校の合計が同じく4割弱、15歳から17歳では、特別支援学校が5.5割強、一般の高等学校が2割強という結果になっております。

続いてその下の日中活動の状況についてですが、日中活動の場は未就学児では利用なし、児童発達支援の単独通園及び母子通園、日中一時支援の順で、就学児では、放課後等デイサービス、利用なし、日中一時支援の順で、18歳以上では、生活介護、日中一時支援、利用なしの順となっております。

また下にとんでいただきましてサービスの利用状況についてです。一番上の点のところになります。最近1年間のサービス利用状況を見ると多い順に、訪問看護、訪問リハビリテーション、訪問診療、相談支援専門医による計画相談、医療機関でのリハビリテーション、放課後等デイサービス等となっております。

1つとんでいただいて3つ目の点のところになります。医療的ケア児等コーディネーターの認知状況につきましては、知らない及び聞いたことがないが合わせて5割弱である一方、何をしてくれるか知っているが5割強にとどまり認知状況がまだ低い状況にあるということがわかります。

また、コーディネーターが選任されている方についても1.5割強の状況となっております。

最後に災害時緊急時の対策でございます。資料1枚おめくりをいただきまして、最後のページの一番上の点のところになります。災害時の連絡先につきまして、決まっていないという方が6.5割強いらっしゃいました。次に災害時の避難場所でございますが、決まっている人が7割弱いる一方で決まっていない人も2割強いらっしゃいます。

続いて避難行動要支援者名簿の登録状況につきましては、登録している方が4割弱である一方、登録をしていない方が5.5割弱いらっしゃいます。

登録をしていない理由につきましては、制度を知らなかったのが今後登録したいという方が4割強で最も多く、続いて制度を知らなかったからまだ決められない、登録の方

法がわからないの順となっております。以上が医療的ケア児の実態調査の速報値ということでご説明させていただきました。

部会ではこれをもとに専門委員の皆様方からご意見いただきまして、最終的な集計にあたっては前回調査との比較をしっかりと欲しい、或いは医療的ケアの種類によってですね、結果に違いがあるところもあるのではないかとといったご意見いただきまして、そういったところを踏まえて最終的に集計をしているところでございまして、3月末までに公表をさせていただく予定です。以上で、事務局からの報告は終わります。

もし、部会長の三浦委員より補足がございましたらよろしくお願いいたします。

三浦委員

医療的ケア部会の会長しております、東三河にある信愛医療療育センターの三浦でございます。今、発表あったのが大体ですけれども、少し付け加えていきます。

昔、私がコロニーにいた頃、医療的ケアが必要な子さんは、だいたい重度の肢体不自由があって、学校だったら特別支援学校の肢体不自由の学校から通所のところも肢体不自由の事業所に進んでいましたが、この10年間で大きく変わりました。医療的ケアだけがあり他の障害が全くない医療的ケアの方たちも増えてきて、医療的ケアという障害だけある子たちはどうするかというと、今も地域の保育園に行き学校に行き、その後は高校、大学、就労という道も選べるようになってきて、かなり医療的ケア児支援の背景が変わってきているのを皆さんにご理解いただきたいなと思います。昔の肢体不自由の重症心身障害の子たちからの支援の仕組みは、愛知県かなり頑張ってやってきたと思いますけれども、今はそうじゃない知的障害も他の障害もない医療的ケアが必要な子たちをどうしていくかというのを、皆さん知恵を出していただいて市町村も頑張ってくださいっていて、かなり市町村によっては、訪問看護ステーションさんを上手に使う予算をつけて小中学校に通っている方もいらっしゃると思えば、やっぱりなかなかそれができなくて訪問教育になることや、通えなくて地域の学校に行けるはずだけれども特別支援学校に行かざるをえなくなっている方もいるという状況があることを知っていただけるといいのかなと思います。本当に医療的ケアと言ってもこれだけ広がってきましたが、中身が随分変わってきたよということになっています。

医者立場からすると医療行為も大きく分けると2つに分かれまして、例えばおしっこが出せない子たちに導尿を看護師さんが行っていますけれども、それは例えば1日のうちに10時と14時に看護師さんが行けばそれだけでOKという子たちと、それから人工呼吸器つけたり気管に穴を開けていたりして吸引、ちゃんと痰を引かなきゃいけない子たちをいつ痰が必要なのかわからないので常時やれる人を配置しなきゃいけないという人たちと、定時ケアの人と随時・常時ケアの人では、それに対応する支援の仕組みを別につくらなきゃいけないということで、非常に難しさがあります。

色々な市町さんから聞くのは、そういう意味で医療的ケアの子たちもどんどん変わってきているので、今年、医療的ケアのために看護師さん入れたけれど、その医療的ケアがもう元気になっていらなくなっちゃったと、いらなくなっちゃったらその雇用者の看護師さんをどうするという話も地域で出てきているということで、本当に色々なことを個別に支援を考えなきゃいけないことがすごく出てきていますので、愛知県全体で進めたいと思っていますけれども、やっぱり市町村で困っちゃった場合は、先進的な市町村に聞いたりしながら愛知県全体でレベルアップしていけるといいのかなと思いますし、市町村同士の連携も大事になってくるので、県が主導して、色々支援していけるといいのかなと思っています。

今、現場で問題になっているのは看護師さんが集まらないということで、看護師さんが集まらないので学校に行くのにお母さんたちが付き添わなきゃいけないとか通えなくなっている人もいるということで、看護師さんが愛知県も大きな問題、これ日本中の問題になっていますけれども、これから考えていかなきゃいけない問題がたくさんあるかなということをお伝えさせていただきました。あともう1つは、まだほんと数は少ないですけれども、一般高校にも医療的ケアの子たちが通う時代になってきますので、一般高校だと県立とか民間になりますので県の方としても小中学校の問題だけじゃなくて高校の方にも目を向けていただかなきゃいけない今の状況になっているってこともちょっと、皆さんちょっと認識していただけるとありがたいなと思います。今、小中学校に通っている子たちというのは、高等部特別支援学校に行く、選ぶ人も中にはいますけれども、多くの子たちは普通の高校にやっぱり医療的ケアがあっても行きたいという気持ちをたくさん持っていますので、課題としては高等学校の医療的ケアの課題、医療的ケアをどういうふうに支えるかというのを、これからは県として県立高校などでは考えていく必要がある時代になってきたということご理解いただきたいなと思います。長時間ありがとうございました。

鈴木会長

実態含めて踏まえて補足の説明でわかりやすくしていただいてありがとうございました。

今のご説明等に関してご質問とかご意見等がありましたら、挙手の方をお願いしたいと思います。手島委員お願いします。

手島委員

手嶋です。文言について細かいことですがご確認をさせてください。

10 ページのアンケート表に、太い囲みのところで、「～調査に関する情報の取り扱い

について～」というところを読むと、「県に対しては」と書いてあるところ、名古屋市
の調査に表記されているように推測をさせていただいております。この用紙は名古屋
市版のものがここに転記されているという理解かどうかまず1点。

そして、一番初めの丸のところに、この調査の目的がアンケートの対象者の方に伝え
られているわけですが、戻っていただいて6ページの概要のところの目的と内容
が一致しておりません。概要に関しては、医療的ケア児の対象者数を把握するための調
査でもあるとここに書かれております。10ページにいきますと、そのあたりの説明が
書かれていないということになっています。あえて調査目的を違う文言にする必要があ
ったのかというところは、少し気をつけてご説明が必要かなと思います。

また、10ページの真ん中のところに調査の対象者というのが書かれております。こ
のアンケートの内容を読まれた方は、調査の対象者はいわゆる問9にある医療的ケアを
受けていらっしゃる方をこの調査の医療的ケアの対象にしますよということで医療的ケ
アの定義がここに書かれているわけですが、もう一度6ページに戻っていただい
て(5)調査対象のところに、恒常的な医療ケアを必要とするもののうち下記の医療・
支援・サービス等を使用している児者と書かれておりまして、医療的ケア児者の定義が、
こちらの概要とアンケートの内容と一致しておりません。概要のところの書きぶりところ
を少し丁寧に、もう一度見直していただく必要があるのかなと思います。

最後になります。6ページのところの右の太い字の2(3)の数調査の集計概要という
ところで、本県の18歳未満の対象者数は速報値でこれだけですよというふうに書かれ
ておりますけれども、もうすでに定義が決まっていて、対象者を限定した上でアンケー
トを直接配っているにもかかわらず速報値というのは何を意味しているのか。そのあ
たりが回答者数のことを言っているのか曖昧なので、この辺のところも丁寧に修正し
ていただいたほうがいいのかなというふうに思っております。

つまりこのアンケートは、対象者数を把握するというに実際は使われておらず、
対象者数はもうすでに把握をされている中で、その対象者に対して直接ニーズを聞いた
アンケートなのであれば、そういった形で概要のところは表記をしていただいた方が誤
解ないのかなというふうに思いました。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

事務局の方、少しよろしいでしょうか。

障害福祉課 小峰課長補佐

ご指摘ありがとうございます。また最初の説明が不足をしておりますして申し訳ござい
ません。

まず、この調査方法についてご説明させていただきますが、数を調査するものと、本

人に生活状況ですとかニーズを調査するものと2つございまして若干方法が異なって実施をしております。

まず数につきましては、市町村に県から集計を依頼いたしまして、市町村でまず、ご自分の市町村内にいらっしゃる人数というのを県にご報告いただいております。その上で、その方に対して今ご指摘をいただいた資料3-1でつけた調査票というものをご本人に配布をして、生活状況等をお伺いしたということになってございます。

従いまして先ほどご指摘いただきましたが、こちらの実態調査の方には、その数を云々ということは書いてないというのはそういった理由になります。また、この調査の紙につきましては県からですね、市町村に雛形としてお示しをしたものとなってございます。多少それぞれの市町村においてですね、文言書きぶり変えている可能性もございますが、基本的に各市町村さんの方から、名古屋市さんだけでなくすべての市町村においてこの紙をご本人様にお配りをして調査をしたということになります。

続いてになりますが、(5)の調査対象の書きぶりがというご指摘いただきました。こちら申し訳ございません。概要の方の書きぶりが確かに不正確なところがございまして、調査時点で下記の医療・支援・サービス等と書いておりますが、正確には下記の医療的ケア、ここに書いてある人工呼吸、医療的ケアを実施している方ということを対象に調査を実施して記載してございますので、書きぶりが不正確だったんですが、詳細の結果を報告・公表する際にはしっかりと書きぶりを直した上で公表させていただければと思います。

あと人数のところ、なぜ速報値なのかというところで、おっしゃるとおり人数は市町村からご報告いただいておりますので基本的には変わることはないはずですが、市町村の方で精査してございまして、報告した後に、違っていましたというご報告をいただく可能性もございますので、そういった意味でそこをつけてございまして、実際いくつかのところから、違っていたという話もありますので多少前後する可能性はございますが、そういった意味で記載をさせていただきました。以上になります。

鈴木会長

ありがとうございます。

そのようでよかったですかね。その他よろしいでしょうか。

松下委員お願いします。

松下委員

知的障害者福祉協会松下です。

このアンケートは定期的に実施をされていく予定でしょうかという確認と、同様の調査をまた実施するというのであれば、児童発達支援の母子通園という表現は見直した

方がいいのかと思ってきました。母子通園という表現を昨今はあまり使わずに親子通園という表現をしてきているかなといいます。

また私の法人でやっている事業所でも、お父さんが一緒に同行してくるとか、おばあさんが一緒に同行してくるといような形で親子通園をされる、家族と通園をされるというケースも実際ありましたので、近年のこういった表現を考えると見直しでもいいのかなというふうに思いますので、また次回以降の検討課題として入れていただければいいかなというふうに思いました。

鈴木会長

ありがとうございます。

他にはよろしいでしょうか。じゃあ、お願いします。

大岩委員

愛知手をつなぐ育成会の大岩です。

障害手帳とか、療育手帳のところで8割も1級を持っている人がいるとか、9割以上がA判定ということにびっくりしています。僕はどちらもC判定とかなので。あと、学生のとくに療育手帳の更新がきたとき、面接官みたいな人がいますけれど、その人の態度が余りにもという。できないことを、あなたできるでしょうみたいなことを言われました。こういうのを見ると、何か無理やりC判定にされたというのをよく思い出しました。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

事務局さんの方で何かお答えができるところあればお願いします。

障害福祉課 小峰課長補佐

ありがとうございます。

まず先ほど松下委員にご指摘いただいたところで、次の調査をやる計画はというところですが、前はですね、令和元年度に行っておりまして、来年の計画の見直しのタイミングでございますのでまた今回やったということになります。この後いつやるかってまだ特に決まったものはございませんが、やる場合には、今ご指摘いただいたご質問のところご指摘のとおりかと思しますので、そこはしっかりと見直しをしまいたいと思います。

あと、手帳のところでご指摘いただきました1級というのが思ったより多かったとい

ところで、ご参考までに、前回の令和元年の調査で見えますと療育手帳を所持している方が6割ちょっといらっしゃいまして、そのうちの 92%あまりがA判定ということになっているということで、数自体はですね前回からこれぐらいの数がいらっしゃったと、ということになります。以上でよろしいでしょうか。

鈴木会長

ありがとうございます。医療的ケア児の方々の中で調べた結果こういう状況ですよということです、報告のところはここまでにさせていただければというふうに思います。

次に報告事項の方に移らせていただきたいと思います。内容が多いために2つに分けたいと思います。まず、(1) から (3) について事務局の方から説明をお願いいたします。

- <障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況>
- <市町村自立支援協議会の活動状況調査について>
- <地域連携推進会議の開催状況の結果について>

障害福祉課 渡邊主査

愛知県障害福祉課の再び渡邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

22 ページの資料4をご覧くださいませでしょうか。

私の方からは、報告事項の(1) 障害者相談支援アドバイザー会議の活動状況ということで、会議の検討状況等報告という資料に沿ってご説明をさせていただきます。

資料全体をご覧くださいますと、今年度は3回、会議を開催させていただきました。

こちらの表の左側に議題・報告事項のタイトルが入っておりまして、右側に主な意見や対応等について記載しているというものとなっております。

まず、7月の第1回、地域生活支援拠点等の整備状況及び運用評価等について、令和6年度地域アドバイザー事業の取組状況について、そして、今年度の取り組み等ということで、市町村自立支援協議会の活性化に向けた取組について、それぞれご議論いただきました。

主な意見、対応等の方をご覧くださいますと、まず、地域生活支援拠点等に関して、整備はできているものの機能の充実が必要であるといったご意見をいただきました。

これを踏まえまして、先ほど、地域移行推進部会の長坂部会長様よりご報告いただきましたが、機能の充実に向けた取り組みの中心を担うコーディネーターの配置状況についてですね、県から市町村宛に照会をいたしました。

すでにコーディネーターが配置されている市町村から得た情報としましては、配置までの流れだとかメリットなどをあげていただきまして、取りまとめたものを各市町村にフィードバック、周知させていただいております。

また、こちらの資料には記載はないですが、地域アドバイザーの皆様にも、地域でのコーディネーターの配置に向けてご活用いただけるように、その結果をご報告させていただき、お配りをさせていただいております。

また、市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会におけるアンケート調査項目についてのご意見をいただきまして、アンケート内容に反映しているところでございます。こちらのアンケートは、次の報告事項の方で説明をさせていただきます。

次に、11月の第2回では、アドバイザーさんからの情報提供として、就労選択支援事業に関する県域での取組について、市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会について、そして、各市町村のセルフプラン率について、それぞれご議論いただきました。

就労選択支援については、市町村によってアセスメントシートという、就労選択支援の中で本人の状況等を評価していく、そういった資料になりますけれども、こちらのシートのばらつきがあるということでございまして、共通にできるところはした方がよいといったご意見をいただきまして、県内各地域において活用されているアセスメントシートの内容等を踏まえまして、標準的なアセスメントシートの例を示すことを検討することといたしました。これに先立ちまして、各市町村のアセスメントシートの状況等について調査を実施しておりまして、各地域での取り組みに活かしていただけるよう、今年度中にフィードバックする予定でございます。現在、集計取りまとめが完了したところでございます、間もなく市町村に周知する予定としております。

また、市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会について、企画内容を共有するとともに、各市町村のセルフプラン別を共有し意見交換をいただいたということが第2回でございます。

最後に、3月の第3回につきましては、市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会の終了後に開催いたしまして、この連絡会議・研修会の振り返りと、令和8年度における障害福祉報酬の臨時応急的な見直しについて、国の資料に基づく情報提供のご希望がございましたので、情報提供させていただいたところでございます。

こちらの連絡会議・研修会の振り返りについては、連絡会・議研修会を経て、市町村協議会の活性化に向けた話が、市町村の中から上がってきた際に市町村にどのように働きかけるか、地域アドバイザーの皆様にご協力いただきながら進められるとよい、またその内容を自立支援協議会や相談支援アドバイザー会議で検討できるとよいといったご意見をいただきました。来年度の取り組みに向けて、今後、検討していきたいというふうに考えております。今年度のアドバイザー会議を色々ご協力いただきながら開催することができまして、今年度は会議での情報共有だとか意見交換にとどまらず、スーパ

ーバイザーの皆様、地域アドバイザーの皆様に、例えば講師としてご参加いただいたこの連絡会議・研修会始め、具体的な取り組みにつなげられたのではないかというふうに認識しております。この場をお借りして感謝申し上げます。以上でございます。

続きまして、資料5の市町村自立支援協議会の活動状況調査についてです。こちらについては、7月に開催した第1回の自立支援協議会でも議題として取り上げさせていただきましたが、目的としては市町村自立支援協議会の活性化に向けて、まずは現状を調査したものでございます。調査趣旨・目的は飛ばしまして、2番の調査概要をご覧ください。

アンケートは大きく分けて2種類ございまして、(1)市町村自立支援協議会事務局アンケートでは、協議会の事務局を担っている市町村行政と基幹相談支援センターを対象として現在の取り組み状況等を伺ったものです。回答数は108件でして、市町村数にしますと大体8割から9割程度の市町村と基幹相談支援センターから回答いただいているといったような状況でございます。

調査の2つ目(2)相談支援専門員アンケートでは、地域の相談支援体制を担っている相談支援専門委員の皆様を対象として、具体的には、相談支援専門員の資格の更新研修に当たる現任研修の今年度の参加者と、この現任研修の演習講師の皆様にご回答いただいたものでございます。回答者数は239人でして、対象となった方の9割を超える方にご回答いただいております。

3番の結果概要をご覧ください。単純集計の値は、次のページ以降、資料5-1等に記載しておりますが、お時間の都合もございしますので、主な結果のみの紹介を資料5のさせていただきます。

まず(1)事務局アンケートの結果でございますが、問6、自立支援協議会を運営するにあたっての業務負担量をお伺いしたところ、非常に多い、多いを合わせまして、多いと感じられているとの回答がちょうど100件ございました。回答総数分母となる回答総数は108件ですので、実に9割以上というような状況でございます。

問14、協議会の取組を通じて活性化したことについて、選択肢の中から該当する内容を複数選択いただいた結果、最も多かったのは関係機関の繋がり強化、次に地域課題のニーズの把握となっております。第3位の地域課題やニーズへの対応策につきましては、第2位の地域課題のニーズの把握から対応策に繋がっていくようなイメージで考えますと、少し数字としては下がるといったような状況でございました。

問16、協議会での取り組みが困難と感じていることについても、同じく複数選択いただいたところ、人材確保、事業所の運営支援、地域課題やニーズへの対応策、制度・財源といった項目が上位3位までに入っているというような状況でございます。

次に右側に移りまして、(2)相談支援専門員アンケートの結果です。問8、回答者自身の自立支援協議会への参加経験についてお答えをいただいております。研修参加のみ参加している方を除いた参加経験がある方を括弧書してございまして174人いらっしゃ

やいます。回答者数が 239 人でございましたので 7 割以上でございました。

さらに問 10、回答者がご所属されている事業所の自立支援協議会の参加については、参加している、参加していたを合わせると、220 人が参加経験ありということでございまして、9 割以上となってございます。

4 番の市町村自立支援協議会の活性化に向けた連絡会議・研修会については、先ほど人材育成部会の小島部会長様からご報告にもありましたが、こちらのアンケート結果を活用させていただいて企画、開催したところでございます。研修会では、この開催概要のプログラムと書いてあるところをご覧くださいますと、今回の経緯・趣旨の次に、このアンケート調査結果報告というアンケート結果のご紹介に加えましてですね、その次の好事例発表としまして今回のアンケートで浮き彫りとなった課題に対して、先進的に取り組みを進められている市にご協力いただきまして、個別事例から地域課題への対応、協議会の運営効率化、そして人材確保の取り組みをご紹介いただいたところでございます。

最後に 5 番の今後の取り組み（案）につきまして、このアンケート結果については、単純集計のみでございまして、詳細を取りまとめ中でございます。

こちら、各市町村自立支援協議会での取り組みに活かしていただけるよう情報共有していくとともに県のホームページでも公開していきたいと考えております。以上でございます。

障害福祉課障害福祉事業所支援室 鈴木主査

続きまして（3）地域連携推進会議の開催状況の結果につきまして、障害福祉課障害福祉事業所支援室事業所指導第一グループ鈴木から報告をさせていただきたいと思っております。

資料 30 ページをご覧くださいと思います。先ほどの議題の中でも話題に上がりましたが、地域連携推進会議につきましては、グループホーム、それから障害者の支援施設において、令和 6 年度には設置が努力義務化、令和 7 年度から義務化されたものになりまして、昨年度も同様に調査をさせていただいております。

今年度は、義務化された状況にありますので、それを踏まえた上での開催状況の調査をさせていただきました。調査対象につきましては、2 番の調査対象のところに記載のとおり、県所管グループホーム 380 事業所あり、そのうち 88.4%の 336 事業所から回答いただいております。

未回答の事業所につきましては、現在も回答を督促中ということになります。回答があった 336 事業所に対する調査結果を表にしてまとめさせていただきました。

3 番の調査結果をご覧ください。まず（1）開催状況になりますが、圏域ごとにまとめさせていただきまして、要点だけお伝えさせていただきます。すでに実施もしくは年

度内に実施予定と回答があったのが、336 事業所のうちの 335 事業所になります。残りは 1 事業所につきましては、年度内に開催がないと回答がありましたが、開催してから間もない事業所であったため、来年度当初の開催に向けて準備を進めていると伺っております。続いて（2）会議の構成人数になります。一番多いのが 4 名から 6 名のところが 57.4%ということで、国の手引きでも 5 人程度が望ましいとなっていることもあってこの人数かなというところですよ。

続いて（3）会議の構成員の内訳になります。こちら、一番左側から、利用者、それから利用者家族、そして地域の関係者になります。こちらはそれぞれ 90% 近くの構成員の内容になります。こちら、国の手引きの中で、この 3 つの構成員は入れるような記載があるものですから、そこを中心に事業所から構成員を選定されたのではないかなということが伺えます。

続いて（4）会議の公表記録の方法です。一番多い方法が、事業所内での掲示こちらが 57.1% になります。これも国の手引きの中で事例がありますけれども、一番会議の公表の仕方の中ではハードルが低いやりやすい方法なので、これを取られている事業所が多いのかなということが見受けられます。

続いておめくりいただきまして 31 ページをご覧ください。

こちらが（5）見学の実施状況です。全ての住居で見学の実施、その予定も含めて一部の住居で実施をしているけれども残りもやりますよという①、②を合わせたところで、70% を超える実施率になっておりますけれども、一部の住居しか実施をしていないよというところもですね 10% ほどあります。本来、複数住居ある場合はすべての住居でこの見学会を実施するということになりますので、まだ懸念な材料の一つかなと、今後徹底していかなければいけない部分かなというふうに考えております。

そして、見学の構成員です。（6）見学の構成員の内訳を見ますと、先ほどの会議の構成員同様、利用者、利用者家族、地域の関係者が多くを占める割合になっております。会議の構成員と違いまして、見学は必ずしも会議と同じ日にやるとは限らない。特に複数住居があると、別日にやるということもありますので、そのあたりで構成員の差が出てきてしまっているのかなという傾向が見受けられます。

最後 4 番です。調査の結果の活用につきましては、昨年度も行いましたが、当該調査結果を地域アドバイザーの皆様提供をさせていただきまして、各事業所の助言を行っていただく予定で考えております。

また、各グループホームの会議の運営の一助としていただけるように、3 月下旬の集団指導、これは Web 開催で行う予定になっておりますけれども、昨年度と同様に簡易版の取りまとめ結果、それから、Q & A 等を公表する予定になっております。

なお、今回は県の所管の事業所ということでまとめさせていただきましたが、県内の他の指定権者ですね、政令市の名古屋市さんですとか中核市さんについても状況は電話等でヒアリングという形でさせていただきました。その中で、愛知県のように全県すべ

での自立支援グループホームに聞き取るというところまでは行ってはいないですけれども、地域連携推進会議をしっかりと周知徹底していく上では、本県と同じように、集団指導で周知をすること、あとは今後行う既に行っている部分もあると思いますが運営指導の中で実施の状況を確認していくということを他の指定権者の方、担当の方からは伺っているところがございます。私の方からは以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。資料の4から6とアドバイザー会議の関係それから協議会の活性化、今のグループホームの地域連携推進会議に関連すること、この3つの中でご質問、ご意見がございましたら挙手をお願いします。

発言の際には何に関するご質問なのかということもしっかりとお示しをお願いしたいと思います。

三浦委員

信愛医療療育センターの三浦でございます。2ページのところで、地域生活移行推進部会の検討状況の中でも発言がありましたけれども、今後、グループホームの整備が進む中で重い障害のある方の受け入れが難しい。それは強度行動障害と医療的ケアの人だという話でしたけれども、それについても、今後、地域連携推進会議とかで議論されていくことになりますかということをお聞きしたいです。

鈴木会長

受け入れをいただいているグループホームさんが、どういう形だったら経営ができていくかということ、ある意味、事例報告的な形で周知とか検証していただくと、自分のところもじゃあそういう工夫ができるだろうとか考えるきっかけになるのではないかなと思っていますが、事務局さんの方からご回答いただければと思います。

障害福祉課 渡邊主査

地域生活支援グループの渡邊でございます。

この地域連携推進会議は、グループホームに対して地域に開かれた、地域と連携していくようなことを目的としての会議でございますので、個別の具体的な支援がというよりは、地域の方、利用者の家族の方も含めて、グループホームに関わっていただき、より地域生活の中心的な住まいの場としての機能を果たしていくといった趣旨での会

議と認識しております。

今、ご意見いただいた件につきましてはですね、例えばグループホーム整備・運営支援制度の方で、今後の取り組みにおいて参考とさせていただければと思っております。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。

その他、内村委員お願いします。

内村委員

愛知県手をつなぐ育成会の内村です。

22 ページの、相談支援アドバイザー会議の第2回のところです。主な意見の一番下のところで、各市町村のセルフプラン率を共有とあるのですが、高い方がいいのか低い方がいいのか、どちらの方向に進むために共有されているのか。地域で差があるというのは聞いております。

障害福祉課 渡邊主査

障害福祉課の渡邊でございます。

セルフプラン率の取り扱いについて、こちらの会議や各市町村で、県からご案内しているところでございます。そちらの文面を読ませていただきますと、まず国の厚労省の方からですね、基本的な考え方等が通知されています。その中で、セルフプランについては、障害者本人又は保護者のエンパワーメントの観点からは望ましいものではあるけれども、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま、安易にセルフプランに誘導するようなことは、厳に慎むべきという方針が示されているというところでございます。

当然、ご本人とか家族の方次第ではありますが、できる限り、相談支援体制は整備していただいた上でのセルフプランという形にしていきたいといったような、ご案内をしているところでございます。

以上でございます。

鈴木会長

ありがとうございます。

当初から、セルフプランは計画相談が始まったときは、体制が整備できていなかった

のでかなり高かったです。当事者の方達からは、自分達の計画は自分たちで作るという話も一方ではあって、本当に自分で作ることがしたいのであればそれでいいのかもしれませんが、体制が整備できていなくて、セルフプランがどういうものかを理解してもらう手だてをせずにセルフプランへというのがあったことは事実です。

そうすると、セルフプランになると、基本的に自分でサービス調整をしないといけなかったり、モニタリングがなかったりするるので、何か起きてくることがあったりしても、声を出せばいいんですけどそうじゃないと後追いになってしまったりするので、その辺りをしっかり市町村に確認をした上で、ちゃんとやってねという話だと思いますので、最近だと市町村によってはまたセルフリースが増えてきているところも実際にはあるのでその辺も含めてかと思います。

その他ご意見よろしいですか。

小島部会長

こちらも1つ、資料6の地域連携推進会議のところ。(3)の会議の構成員の内訳のところ、私の理解ですと、利用者、利用者家族、地域の関係者は、地域連携推進会議に必ず参加する人になっていたと記憶していますが、100%ではないところの方が多くて、この調査上どう受け取ればいいのかなのということと、調査をされた愛知県さんとしては、どのように受け取っているのかを確認したいです。

鈴木会長

愛知県さんよろしくお願いします。

障害福祉課障害福祉事業所支援室 鈴木主査

障害福祉事業所支援室の鈴木と申します。ご意見いただきましてありがとうございます。確かに、小島委員おっしゃるとおり、100%であるべきと思います。

事業所内で何かしらの理由はあるのかもしれませんが、100%であるべきですので、先ほど申し上げたような集団指導ですとか、周知の機会を通じて、また、Q&Aを載せたりもしながら、体制を整えて会議を行ってくださいということは、県として周知徹底していきたいと考えております。

鈴木会長

ありがとうございます。
石田委員お願いします。

石田委員

自閉症協会の石田です。
同じく、地域連携推進会議の構成員の内訳について、もう1つお聞きしたいです。
今お話に挙がった利用者さんや利用者さんのご家族の部分で、どのような視点で構成員を選んでいるのかをお聞きしたいです。

鈴木会長

事務局さんお願いします。

障害福祉課障害福祉事業所支援室 鈴木主査

ありがとうございます。
国から示されている手引きでは、多様な視点を入れるために、その会議を構成する利用者とは別の利用者の家族であることが望ましいと記載されておりますので、問い合わせがあった際には、そのようにご案内させていただいております。以上です。

鈴木会長

ありがとうございます。
残りの報告事項の(4)から(6)です。事務局の方からご説明の方よろしく願いをします。

<強度行動障害の状態にある人への支援>
<精神障害者の地域生活移行支援について>
<パーキング・パーミット制度について>

障害福祉課 伊藤担当課長

障害福祉課の伊藤と申します。よろしくお願いします。
私からは、資料7、強度行動障害の状態にある人への支援について、ご説明させてい

ただきたいと思います。32 ページの資料7をご覧ください。

こちらは、今年度に入り、県内関係機関や関係者に、強度行動障害支援に係る現状や課題等についてヒアリングを行い、その結果を踏まえ、強度行動障害の状態にある人への支援に係る今後の方針や論点と項目ごとに示したものでありまして、今年度から5年程度かけて、市町村を核とした地域支援体制の構築を計画的に進めていくというものです。

まず、一番上の項目欄の現状把握のところをご覧ください。

その右の欄の現状と課題にありますとおり、強度行動障害の状態にある人の人数、支援ニーズ、困りごと等がわからないという課題があり、今年度、本人及び家族対象の実態調査を実施しております。今後の方向として、右の枠内にありますように、さらに強度行動障害の現状や課題の把握を進めていくべきと考えております。

次に、項目欄の地域のリーダーとなる中核的人材の不足をご覧ください。

今年度から、利用者の方の支援に困っている事業者へ伴走型コンサルテーションを行っているところです。なお、コンサルテーションを行う民間アドバイザーは、中核的人材研修を受講しただけでなく、研修のトレーナー講師やサブトレーナー講師の補佐として、広域的な支援に取り組むことができる人材です。現状と課題としましては、中核的人材に該当するものは、現在、県内に民間アドバイザーの4名しかおらず、さらに県域で偏りが見られていること。また、強度行動障害の状態にある人は、環境の変化に弱いため、新たに受け入れる事業所が支援方策に苦慮していることなどが挙げられます。

次に、項目欄の支援者の人材育成をご覧ください。

強度行動障害の状態にある人のご家族は、医療より福祉サービスを望むことが多く、グループホームについては、数としては増えていますが、事業所において、職員の人材育成にかかる時間がなく、質が十分でないという課題があります。ここには記載がありませんが、県では人材育成の取り組みについては、令和2年度から、強度行動障害支援者応用研修を実施しているところであります。右枠内のとおり、今後は中核的人材及び支援者の育成を進めていく必要があると考えております。

次に、項目案の事業所の環境調整をご覧ください。

強度行動障害の状態にある人による事業所への破壊行動に関して、修繕に事業者がなかなか対応できないという課題があります。東京都の調査によりますと、8つの府県が施設に対して何らかの施設整備補助を実施しています。この現状を踏まえ、右枠内のとおり、今後は、強度行動障害の状態にある人の受け入れを促進していく必要があります。

最後に、実態調査に基づいた課題整理の項目をご覧ください。

地域で、強度行動障害の状態にある人等を支援していくことができる体制を構築していくことが望ましいのですが、各地域で状況は様々です。本県は、今年度実施する実態調査によって地域ごとの課題を整理し、それぞれの地域でどのように支援に取り組んでいくのかを検討する必要があると考えております。右枠内のとおり、今後は地域におけ

る強度行動障害の状態にある人の支援体制整備を推進していく必要があります。

現状と課題の欄の一番下のところの枠囲みのところですが、関係機関にヒアリングをした結果、地域における事例や目的の共有、福祉、障害分野だけでない重層的体制の整備、顔の見える相談できる関係づくりが求められていることがわかりました。

そこで右の枠内のとおり、地域における強度行動障害の状態にある人の重層的体制整備を推進していく必要があります。

続きまして 33 ページをご覧ください。資料 7-1 です。

令和 8 年度強度行動障害施策推進事業についてご説明させていただきます。

1、事業目的です。強度行動障害の状態にある方が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、市町村を核として、複数の事業所や関係機関が連携して支援する体制を整備し、地域の支援力を強化していくことを目的としております。

2、事業内容です。(1) 推進事業の 1 つ目、強度行動障害支援事業所調査、当初予算額は 537 万 9000 円です。今年度、ご本人とご家族の実態調査を実施し、本調査において、利用したいのに利用できていない福祉サービスの理由を見ると、事業所の都合で利用できなくなった、強度行動障害を理由に断られたという回答が多くありました。このようなニーズを踏まえ、受け入れる側である障害福祉サービス事業所や、相談支援事業所における課題等を整理し、地域における支援体制の整備等のための施策の基礎資料といたします。調査方法は Web 回答とし、令和 8 年 5 月から 6 月にかけて調査を実施してまいります。

2 つ目に、伴走型コンサルテーション事業、当初予算額は 723 万 2000 円です。

こちらの事業は今年度から実施し、来年度からは内容を拡充し、実施体制の強化を図ってまいります。強度行動障害の状態にある方の支援に不安を抱える事業所に、高度な専門知識のあるアドバイザーと、県の発達障害者支援センターに配置する地域支援マネージャーが訪問し、共同して適切な支援を実施するものであります。また、本事業において、市町村を中心とした地域の関係機関の連携、情報を共有できる環境の整備を目指しており、市町村を通じて申し込みを行っていただき、市町村の担当者には、初回訪問時に必ず同席していただくこととしております。拡充する内容ですが、対象をご覧ください。強度行動障害の状態にある方を受入れる支援にお困りの事業所を対象としておりましたが、来年度からは、強度行動障害の状態にある方を受入れる予定のある事業所に対しても、サービスの提供開始前から訪問指導を行い、希望者が適切に事業所を利用できるように支援してまいります。また、訪問指導を行うアドバイザー等ですが、現在の民間のアドバイザー 4 名から、来年度は 2 名増員し、事業所に対する支援の充実を図ってまいります。

3 つ目に、支援力強化事業、当初予算額は 144 万 9000 円です。

支援者定例会議ですが、こちらは伴走型コンサルテーションの進捗状況の報告や、適切な支援方法の協議を目的としております。また、来年度からは、市町村ヒアリングを

3 圏域で実施し、把握した課題を踏まえ、支援者定例会議において地域における体制整備についての協議を行ってまいります。市町村、事業所研修ですが、引き続き、市町村担当職員及び、障害福祉サービス事業所等職員を対象とした研修を実施し、市町村を核として、関係機関が連携した相談支援体制の整備の必要性などについて、理解の促進を図ってまいります。支援策報告・講演ですが、引き続き伴走型コンサルテーションを受けた事業所からの報告会を開催し、地域の好事例の横展開を図ってまいります。34 ページをご覧ください。強度行動障害実地研修ですが、こちらは来年度からの新規事業となっております。強度行動障害の状態にある人が落ち着いた状態を維持できるよう、安心安全な環境を整えている事業所に実際に訪れ、必要な知識や技術を学ぶ実地研修を実施し、さらなる人材育成を図ってまいります。

続きまして、(2) 受け入れ環境整備費補助金です。こちらも来年度からの新規事業となっております。当初予算額は1,200 万円です。

強度行動障害の状態にある方は、ストレスの原因となる環境で過ごしている場合に、自傷や物壊しなどの問題を引き起こすことが多いと言われているため、障害福祉サービス事業所が、強度行動障害の状態にある方に対し、適切な支援を実施するために必要な改修工事や設備備品等の費用の一部について、上限額を 60 万円とし、県が4分の3を補助するものでございます。補助条件は、先ほどの伴走型コンサルテーションを利用された事業所を対象とし、補助内容の効果、必要性については、アドバイザー等により、同意があるものとしております。説明は以上です。

医務課こころの健康推進室 酒井室長補佐

続きまして、医務課こころの健康推進室の酒井と申します。私からは、精神障害者の地域移行支援について報告させていただきます。資料の 35 ページ、資料番号 8 をご覧ください。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに関する市町村調査についてです。

まず (1)、調査の概要です。県内 54 市町村を対象に、昨年 6 月から 7 月にかけて調査を実施いたしました。次に、(2) 協議の場の取組状況です。設置状況についてですが、県内では 52 ケ所の市町村において、協議の場が設置されております。昨年度に比べますと、設置数が2か所増加しております。各市町村で協議されている事項は、普及啓発にかかる事項が 28 か所で一番多くなっています。こうした協議の場を設置することによりにも包括の構築を推進し、それを通して、精神科病院からの地域移行の推進を図っております。

資料の右側をご覧ください。(3) の精神障害者の地域移行支援の支給決定状況、令和 6 年度分です。年代についてですが、一番多い年代が 50 代で 120 人となっております。また、支給決定数の合計は、名古屋市を含む県全体で 312 人となっております。性別以

降は、名古屋市を除く 90 人分の回答となっております。圏域別を見ますと、知多地域と東三河南部地域が 21 人で一番多く、また、退院後の暮らしの場所を見ますと、グループホームが全体で 48 人と一番多くなっております。

続いて、36 ページの方をご覧くださいと思います。2 の精神障害者の地域移行に関する取り組みについてです。今年度は、4 つの取り組みを行っております。

1 つ目が、愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進協議会です。今年度は、3 月 16 日に対面にて開催したところでございます。資料作成時点で未開催であったため予定としておりますけれども、先日、開催いたしまして、地域移行地域定着支援に関する県の取り組みや、精神保健福祉法に新たに定められた入院者訪問支援事業について協議を行いました。

2 つ目が、愛知県精神障害者地域移行・地域定着推進研修です。今年度は、医療と福祉の連携合同研修を 2 月 17 日に実施いたしました。資料作成時点で未開催でしたが、実際には 84 名の方にご参加いただきました。また、中核的人材研修を 1 月 27 日に実施いたしまして、60 名の方に参加していただいたところでございます。

3 つ目が、愛知県精神障害者ピア活動支援研修です。今年度、1 月 20 日に開催いたしまして、参加者は 59 名、うち当事者、ピアスタッフは、51 名でした。

4 つ目が、ピアサポーター活動等による精神障害者地域移行支援事業です。これは、精神保健福祉センターで養成いたしましたピアサポーターの方を精神科病院に派遣し、自分の体験談を話していただくという事業になります。この令和 7 年度の取組ですけれども、実施機関は延べ 25 機関となっておりますが、現時点においても 25 機関で実施しております。

説明は以上となります。

障害福祉課 木村課長補佐

障害福祉課業務調整グループ、木村でございます。報告事項 (6)、パーキング・パーミット制度について、説明させていただきます。37 ページ、資料 9 ご覧ください。

1 の制度の内容の (1) 目的についてです。本制度は、障害のある方など歩行が困難な方に対して、専用の駐車区画を利用できる利用証を交付することにより、対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図ることを目的とするものです。

次に、(2) 利用対象者例をご覧ください。利用証交付の対象となる方につきましては、区分に記載しておりますとおり、身体障害、知的障害、精神障害、また難病患者、要介護者、妊産婦、その他けが人等のうち一定の要件を満たす方が対象となります。

38 ページに、詳細を記載しておりますので、後程ご覧いただければと思います。

次に、(3) 制度の対象となる専用駐車区画についてです。

制度の実施にあたっては、①障害者等用駐車区画と、②プラスワン駐車区画を、制度

の対象となる専用駐車区画といたします。①障害者等用専用駐車区画は、バリアフリー法等に基づき、設置されております。幅が3.5メートル以上の広めの駐車区画であり、国際シンボルマークである、車椅子のマークなどが表示されているところでございます。②プラスワン駐車区画は、施設の出入口近くなどに、この制度に基づいて任意に設置していただく通常幅の区画です。こちらは、事業者様におかれまして、任意に設置していただくものであるため、①の駐車区画とは異なり、幅の規定はありません。必ずしも広い駐車区画を必要としない方や車椅子を使用されない制度対象者の方には、こちらの区画を優先的に使用していただくことを想定しております。

なお、本県では、この①と②の区画を総称して、障害者等用専用駐車区画と呼称しております。

また、現在パーキング・パーミット制度をすでに導入している44府県と、居住地以外の、障害者等用専用駐車区画を相互に利用することを可能とするために、手続きを進めているところでございます。

次にページ右側の2、申請手続き等についてご覧ください。(1)利用証の申請等についてです。申請方法は郵送又は電子の2種類で受け付けをさせていただきます。

郵送による申請の場合は、申請書確認書類の写し、返信用切手を同封いただき、県の事務局宛に郵送していただきます。電子による申請の場合は、愛知県電子申請届け出システムにより申請を行っていただき、返信切手を別途、県の事務局宛に郵送していただきます。申請の受け付け後は、県で内容を審査のうえ、事務局から利用証を郵送により交付いたします。また、利用証につきましては、交付区分に応じ、無期限の利用証と、有期限の利用証を作成しております。裏面には使用上の注意を掲載しておりますが、具体的な見本は、39ページ、40ページに添付しておりますので、また後程、ご覧いただければと思います。この利用証というのは、自動車のルームミラーに掛けることが可能な形状となっておりますので、対象の専用駐車区画を使用する際に、外部から確認できるように、掲示していただくことを想定しております。

次に(2)、障害者等用専用駐車区画の登録等について、をご覧ください。

制度の対象となる専用駐車区画を設置いただける事業者様からの届け出についても、利用証の申請と同様に、郵送又は電子により受け付けいたします。届け出内容の確認後は、県の事務局から、このプラスワン駐車区画の標示用ステッカーを郵送します。このステッカーは、施設利用者の方に対し、対象駐車区画であることを分かりやすく示すため、各事業者様において、カラーコーンなどに添付していただき、活用していただくことを想定しております。また、県のウェブサイトにて、届け出のあった対象駐車区画の台等を掲載し、さらなる利便性の向上に努めます。

次に(3)県事務局の設置について、でございます。制度に関する問い合わせ対応や、先にご説明した利用証の申請手続き、駐車区画の届け出手続きを受付する事務局、愛知県パーキング・パーミット制度事務局を、本年3月2日に開設いたしました。現在は問

い合わせ対応を行っており、4月1日からは、申請届け出の受け付けを開始させていただきます。

最後に、3、制度導入スケジュールでございます。2月の末ごろから、今回参考として添付させていただいております、カラー刷り2枚のチラシ等を、市町村役場や事業者に対して配布をさせていただいております、事務局の住所や電話番号についても、周知させていただいているところでございます。また、3月からは、ご説明した事務局で制度に関する問い合わせ対応を開始しており、4月からは、県民の方からの利用証申請の受け付けや事業者からの対象駐車区画の届け出の受付を開始いたします。申請に関しては、順次審査を行い、6月の制度開始に向けて、5月末ごろから利用証を交付する予定です。以上となります。

鈴木会長

ありがとうございました。

お取り回しが悪くて申しわけありません。もう時間を過ぎてしまっておりますので、どうしてものご質問がありましたら。山田委員。

山田委員

すいません愛家連の山田です。35ページをお願いいたします。

精神障害者にも対応した地域移行支援ということで、まだ10数年しか経っておらず、行政の方も大変苦勞されていると思いますが、精神の患者数が相当数多くなっていますので、一つ一つ点検する必要があると思います。

左から言いますと、協議の場についてです。協議の場には、随分、家族会が出ています。しかし、協議の場における参加者の状況ですが、新しい方が入ることが難しい部分があります。まだ、考察はしておりませんが、自助グループとしての取り扱いですので非常に弱いところがありますが、やはり公的なところでの発信なり、発言はやっぱり家族の人に来て欲しいということで、市町では、家族が少ない家族会の中で、やりくりしながら会議に出ている現状があります。

また、協議の場における議題についてです。家族支援については、具体的なものをしっかり出していただかないと、何を家族に支援しているかわかりません。

あと、ピアサポートの活用については、研修をたくさん実施されているので、入院されている方でも結構自立していて、それなりに自分の考えをお持ちです。研修ではなくて、具体的にどこかの市町でしっかり病院に行って、一緒にやっていけるような体制をもう作らないと。申し訳ないですけど、遅れがあるかなと思います。

アウトリーチ支援については、私たち家族会は色々な研修を受けたりしています。P

SWの方に力が非常にあって、PSWの方はアウトリーチもしたいけれど、お金にならないし、なかなか組織上難しいところがありますが、これをしっかりやっていただければ、地域移行支援は、別段そんなに悪くないと思います。

右の方に移ります。圏域別の支給決定にすごく差があり、私の市町は3と記載がありますが、患者数はもっといますし、なぜこうなるかを、市役所に行って聞いたのですが、よく分からないということでしたが、すごく問題だと思っています。合計90では意見できないなと思います。

それと、入院期間ですが、6か月でしっかり区切りをしていますし、厚生労働省の方からも苦言があるのでやらざるを得ないと思っています。退院後の暮らしの場所について、家族会がアンケートを実施していますが、なかなか、これとの差が余りにも多すぎて。家族会の会員さんたちは自宅で過ごしたいという方が多く、アドバイザーやコーディネーターの人たちが、しっかり把握していただいた上で、出していただきたいと思っています。

あとは、4番の精神障害者に係る地域移行支援の支給決定がない場合の理由です。対象者の把握が困難とありますが、入院したときから、あなたは在宅かグループホームかいずれを希望するかは、入院治療計画書に網羅して記載されていますので、それを淡々とやっていけば。ぐたぐたせずに、心の準備を始め本人の準備も踏まえていけば、しっかりやれると思います。

問題は、⑦の精神科医療機関などとの連携体制です。精神科とのパイプは、つついていかざるを得ないです。具体的な理由の欄を埋めていただいて、資料として出していきたいと思っています。

以上です。

鈴木会長

重要な事項を補足いただきました。辻川委員お願いします。

辻川委員

愛知県精神保健福祉士協会の辻川です。

今の山田委員からのお話の追加の部分もあると思いますが、35ページの、右側の4番のところの支給決定がない場合の理由が、毎年、同じような形で事例がないとかノウハウがないという言葉が載っていると思っていて、次のページにある、色々な協議会や研修を毎年開催していただいていると思うのですが、同じやり方だと、また同じようなノウハウがないとか、事例がないといった答えが出てしまうんじゃないかと思っています。今後は、内容や方法を少し考えていく時期だと思っています。

あと⑦の中の精神科医療のところで、今まで、その相談支援専門員の方のマンパワーとか色々お話もあったと思いますが、精神科医療機関の精神保健福祉士も法改正や診療報酬の改定とかがあって、すごく事務的な業務が増えてきています。また、退院だけではなく、受診や入院相談も増大している状況の中で、退院や地域移行といった支援業務が、以前に比べて難しくなっている。医療機関の精神保健福祉士離れが全国的に始まっているという状況もあり、今後の方法を考えていかなければいけないと思っています。

もう1点が、2の(1)の、推進協議会の中の議題に、愛知県入院者訪問支援事業があります。令和6年度に精神保健福祉法の改正によって新設された事業になりますが、愛知県さんが昨年度からこの事業を始めていただいている、当協会が養成研修とそのコーディネート調整を受託させていただいています。2人ペアになって、精神保健福祉士と、一般の養成研修を受けられた方たちが登録をされていて、約120人の方が、訪問支援員という形で活動いただいています。令和8年2月末現在で、名古屋市を除き県内19病院へ78回訪問に行かせていただいているという状況があります。私も他の病院に行かせていただいているのですが、1時間近く入院している患者さんのお話を聞くというところで、終わった後の感想やアンケートで、1時間話を聞いていただいたことで元気が出たというような話がすごく増えています。今すぐ目に見える、何か効果があるというものではないかと思いますが、これを続けていくことで、地域移行とかの退院支援に結びついていくと思っていますので、このまま続けていきたいと思っています。

精神保健福祉士も病院の業務で縛られていく中で、時間をかけて取り組まなければいけない内容が多いかと思います。この辺り、先ほどのアンケートからも、対象者の把握が困難なため市町村が出せないにしても、毎年あまり変わらないような市町村だとすると、そこに対しての取り組みをどうしていくかということを考えなければいけないと思います。県の方では把握していただきつつ、そのあたりの取り組みをお願いができればと思います。

鈴木会長

その他、ご意見もあろうかと思いますが、申し訳ございません。時間の都合もありますので、会議中にご質問ができなかった事項については、事務局の方にメール等で問い合わせをいただければと思います。取り回し悪くて大変申し訳ございませんでした。以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。この後、司会を事務局の方にお返ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

<閉会>

事務局

鈴木会長、議事の取り回しどうもありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては長時間にわたり本当に熱心なご協議をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事録につきましては、後日、委員の皆様方に送付させていただきまして、ご確認をお願いしたいと思っております。その後ホームページに掲載させていただく予定でございますので、ご了解いただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。